

報 告 第 1 号

損害賠償の額を定める専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月19日提出

摂津市長 嶋 野 浩一朗

専 決 第 1 号

損害賠償の額を定める専決処分の件

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和8年1月6日専決

摂津市長 嶋 野 浩一朗

- | | |
|---------------|--|
| 1 事 故 名 | 公用自動車による車両接触事故 |
| 2 事 故 発 生 状 況 | 令和7年11月17日（月）午前11時50分頃、摂津市鳥飼中一丁目23番地先、市道鳥飼中27号線において、対向車両に進路を譲るため、駐車場へ後退した際、当該駐車場に駐車していた相手方車両に接触し、当該車両の一部を破損させたもの |
| 3 損害賠償の相手方 | 摂津市在住の者 |
| 4 損 害 賠 償 の 額 | 202,092円 |
| 5 過 失 割 合 | 本市 100% 相手方 0% |